

第17回加西市公共交通活性化協議会 次第

日 時 平成26年5月23日（金） 14時～
場 所 加西市役所 1階 多目的ホール

1 開 会

2 協議事項

- (1) 加西市公共交通活性化協議会規約の改正について
- (2) 平成25年度事業報告及び収支決算について
- (3) 平成26年度事業計画及び収支予算について
- (4) はっぴーバスの市街地乗り入れについて
- (5) はっぴーバス停名変更及びバス停の移転について
- (6) 地域内フィーダー系統確保維持計画について

4 その他

- (1) 次回協議会の開催について
平成26年12月頃予定

5 閉 会

加西市公共交通活性化協議会規約

平成20年3月25日

改正 平成20年5月26日

平成20年9月26日

平成25年3月14日

平成26年5月23日

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「新法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員もって別表のとおり組織する。

2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、専門委員は市長が委嘱するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。但し、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、加西市副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員のうち学識経験のある者が議長となり、会議を統括する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。
- 4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多数決とする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに連携計画の実施等を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、加西市ふるさと創造部に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に指名した監査委員によって行う。
3 会長は、事業年度終了後、速やかに收支決算書を調製し、監査委員の監査を受けなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝金及び費用弁償)

第15条 委員、専門委員及び第7条5項において出席を求めたもの（特別の場合を除き、学識経験のあるものに限る。）の謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であつた者がこれを決算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月23日から施行する。

別表（第4条関係）

委員	副市長
	加西市議会の代表
	学識経験のあるもの
	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官（輸送担当）
	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長
	兵庫県加西警察署長
	神姫バス株式会社バス事業部計画課長
	神姫バス労働組合の代表
	北条鉄道株式会社総務企画部長
	兵庫県バス協会の代表
	兵庫県タクシー協会の代表
	区長会会长
	加西市老人クラブ連合会会長
	加西商工会議所会頭
	コミュニティバス運営関係事業者の代表
	コミュニティバス運行事業者の代表
	市民公募委員
	加西市ふるさと創造部長
	加西市都市整備部長
専門委員	学識経験のあるもの

加西市公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改正後		改正前	
加西市公共交通活性化協議会規約		加西市公共交通活性化協議会規約	
		平成20年3月25日	平成20年3月25日
改正	平成20年5月26日 平成20年9月26日 平成25年3月14日 平成26年5月23日	改正	平成20年5月26日 平成20年9月26日 平成25年3月14日
(設置)	(設置)	(設置)	(設置)
第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「新法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連絡調整を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。	第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「新法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連絡調整を行なうため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。	第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「新法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連絡調整を行なうため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。	第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「新法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連絡調整を行なうため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
(事務所)	(事務所)	(事務所)	(事務所)
第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。	第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。	第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。	第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。
(所掌事務)	(所掌事務)	(所掌事務)	(所掌事務)
第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。	(1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。	(1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。	(1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
(2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。	(2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。	(2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。	(2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
(3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。	(3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。	(3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。	(3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
(4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関すること。	(4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関すること。	(4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関すること。	(4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関すること。
(5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。	(5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。	(5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。	(5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
(6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。	(6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。	(6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。	(6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。
(組織)	(組織)	(組織)	(組織)
第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員_____をもつて別表の第4条おり組織する。なお、オブザーバーは公共交通に關し専門的な知識を有する者のうち、市長が必要と認めた者とする。	第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員_____をもつて別表の第4条おり組織する。なお、オブザーバーは公共交通に關し専門的な知識を有する者のうち、市長が必要と認めた者とする。	第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員_____をもつて別表の第4条おり組織する。なお、オブザーバーは公共交通に關し専門的な知識を有する者のうち、市長が必要と認めた者とする。	第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員_____をもつて別表の第4条おり組織する。なお、オブザーバーは公共交通に關し専門的な知識を有する者のうち、市長が必要と認めた者とする。

改正後	改正前
2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、専門委員は市長が委嘱するものとする。	2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、専門委員は市長が委嘱するものとする。
(任期) 第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。但し、役職により協議会の委員となつている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。 2 棚欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(任期) 第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。但し、役職により協議会の委員となつている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。 2 棚欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長) 第6条 協議会に、会長を置く。 1 会長は、加西市副市長をもつて充てる。 3 会長は、会務を總理し、協議会を代表する。 4 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。	(会長) 第6条 協議会に、会長を置く。 2 会長は、加西市副市長をもつて充てる。 3 会長は、会務を總理し、協議会を代表する。 4 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
(会議) 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員のうち学識経験のある者が議長となり、会議を統括する。 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができ。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。 4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多數決とする。 5 協議会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。	(会議) 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員のうち学識経験のある者が議長となり、会議を統括する。 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。 4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多數決とする。 5 協議会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
(協議結果の取扱い) 第8条 協議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。	(協議結果の取扱い) 第8条 協議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
(部会) 第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに連携計画の実施等を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。	(部会) 第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに連携計画の実施等を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

	改正後	改正前
(幹事会)		
第 10 条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。	第 10 条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。	
2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。	2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。	
(事務局)		
第 11 条 協議会の業務を処理するため、加西市ふるさと創造部に事務局を置く。	(事務局) 第 11 条 協議会の業務を処理するため、加西市ふるさと創造部に事務局を置く。	
2 事務局に關し必要な事項は、会長が別に定める。	2 事務局に關し必要な事項は、会長が別に定める。	
(経費)		
第 12 条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。	(経費) 第 12 条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。	
(監査)		
第 13 条 協議会に監査委員を 2 名置く。	(監査) 第 13 条 協議会に監査委員を 2 名置く。	
2 協議会の出納監査は、会長が別に指名した監査委員によって行う。	2 協議会の出納監査は、会長が別に指名した監査委員によって行う。	
3 会長は、事業年度終了後、速やかに収支決算書を調製し、監査委員の監査を受けなければならない。	3 会長は、事業年度終了後、速やかに収支決算書を調製し、監査委員の監査を受けなければならない。	
(財務に関する事項)		
第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に關し必要な事項は、会長が別に定める。	(財務に関する事項) 第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に關し必要な事項は、会長が別に定める。	
(謝金及び費用弁償)		
第 15 条 委員、専門委員及びオブザーバー（特別の場合を除き、学識経験のある委員、専門委員及びオブザーバーに限る。）の謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法は、会長が別に定める	(謝金及び費用弁償) 第 15 条 委員、専門委員及びオブザーバー（特別の場合を除き、学識経験のある委員、専門委員及びオブザーバーに限る。）の謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法は、会長が別に定める	
(協議会の解散等)		
第 16 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。	(協議会の解散等) 第 16 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。	
(その他)		
第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が別に定める。	(その他) 第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が別に定める。	

改正後		改正前
附 則	この規約は、平成20年3月25日から施行する。 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。	附 則 1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
附 則	この規約は、平成20年5月26日から施行する。	附 則 この規約は、平成20年5月26日から施行する。
附 則	この規約は、平成20年9月26日から施行する。	附 則 この規約は、平成20年9月26日から施行する。
附 則	この規約は、平成25年3月14日から施行する。	附 則 この規約は、平成25年3月14日から施行する。
附 則	この規約は、平成26年5月23日から施行する。	附 則 この規約は、平成26年5月23日から施行する。
別表（第4条関係）		
委員	副市長	
	加西市議会の代表	
	学識経験のあるもの	
		国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画車門官（輸送担当）
		兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長
		兵庫県加西警察署長
		神姫バス株式会社バス事業部計画課長
		神姫バス労働組合の代表
		北条鉄道株式会社総務企画部長
		兵庫県バス協会の代表
		兵庫県タクシー協会の代表

	改正後	改正前
	区長会長	区長会長
加西市老人クラブ連合会長	加西市老人クラブ連合会長	加西市老人クラブ連合会長
加西商工会議所会頭		加西商工会議所会頭
コミュニティバス運営関係事業者の代表		コミュニティバス運営関係事業者の代表
コミュニティバス運行事業者の代表		コミュニティバス運行事業者の代表
市民公募委員		市民公募委員
加西市ふるさと創造部長		加西市ふるさと創造部長
加西市都市整備部長		加西市都市整備部長
専門委員	学識経験のあるもの	学識経験のあるもの
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局企画観光部交通企画課課長	国土交通省近畿運輸局企画課課長
	国土交通省近畿運輸局自動車交通部旅客第一課長	国土交通省近畿運輸局自動車交通部旅客第一課長
	兵庫県国土整備部県土企画局交通政策課副課長	兵庫県国土整備部県土企画局交通政策課副課長

◆収支予算
平成25年度事業計画及び收支予算 修正案

資料2-1

(単位:円)

款	項	目	予 算 額			差 異	備	考
			当 期	前 期	期			
負担金	負担金	負担金	91,000	0		91,000	土地賃借料加西市負担分	
補助金	補助金	市補助金	2,775,000	12,684,000		▲ 9,909,000	加西市公共交通活性化協議会運営費等事業補助金	
諸収入	諸収入	諸収入	731	265		466	受取利息	
	収入合計(A)		2,866,731 2,775,734	12,684,265		▲ 9,817,534 ▲ 9,908,534		
	前期繰越額(B)		1,318,269	1,870,735		▲ 552,466		
	歳入合計(A)+(B)		4,185,000 4,094,000	14,555,000		▲ 10,370,000 ▲ 10,461,000		

(歳出の部)

款	項	目	予 算 額			差 異	備	考
			当 期	前 期	期			
運営費	運営費	事務費	300,000	300,000		0	会議費(150)、学識経験者費用弁償(50)、消耗品振込手数料等 (100)	
		報償費	150,000	150,000		0	学識経験者謝金	
		委託費	0	105,000		▲ 105,000	アドバイザー委託料	
事業費	事業費	事業費	3,500,000	13,853,000		▲ 10,353,000	事業計画とのおり	
予備費	予備費	予備費	235,000 144,000	147,000		88,000 ▲ 3,000		
	合 計		4,185,000 4,094,000	14,555,000		▲ 10,370,000 ▲ 10,461,000		

資料2-2

平成25年度事業報告及び収支決算

◆事業報告

(単位:円)

事業項目	実施主体	事業費	事業内容
加西市公共交通総合連携計画改定事業	協議会	2,373,000	■加西市公共交通総合連携計画改定事業
バス・乗合タクシー等 の活性化・再生に係 る事業	協議会 加西市 神姫バス 北条鉄道	821,524	■公共交通利用促事業 コミバス乗継券印刷(28千円)、はつぴ~ねね ぴ~スタンプラリー(122千円)、はつぴー、バス 停標柱頭作成他(642千円)
	計	3,194,524	

◆収支決算

(歳入の部)

(単位:円)

款項	項目	予算額	決算額	差異	備考
負担金	負担金	91,000	91,000	0	土地賃借料加西市負担分
補助金	補助金	2,775,000	2,775,000	0	加西市公共交通活性化協議会運営等事業補助金
諸収入	諸収入	731	354	▲ 377	受取利息
当期収入合計(A)		2,866,731	2,866,354	▲ 377	
前期繰越額(B)		1,318,269	1,318,269	0	
収入合計(C) = (A) + (B)		4,185,000	4,184,623	▲ 377	

(歳出の部)

款項	項目	予算額	決算額	差異	備考
運営費	事務費	300,000	99,894	▲ 200,106	会議費・学識経験者費用弁償等・消耗品・振込手数料等
	報償費	150,000	100,000	▲ 50,000	学識経験者謝礼
事業費	事業費	3,500,000	3,194,524	▲ 305,476	連携計画策定事業(2,373千円)、スタンプラリー開催(122千円)、「はつひー」バス関連(641千円)、コミバズ開連(28千円)、他
予備費	予備費	235,000	0	▲ 235,000	
当期歳出合計(D)		4,185,000	3,394,418	▲ 790,582	
次期繰越額(E) = (C) - (D)		0	790,205	790,205	
支出合計(F) = (D) + (E)		4,185,000	4,184,623	▲ 377	
平成25度繰越額(C - D)					790,205 円

資料2-3

平成25年度 公共交通に対する運行等に対する補助金及び運行委託等(加西市一般会計)

(単位:千円)

科目	補助金名称	団体等名称	支出額	国県による補助	支出目的
10.総務費 05.総務管理費 21.企画費	バス運営委託業務 バス運営委託業務	加西親栄自動車(有) NPO法人原始人の会 大和リース株	13,073	(国補助) H25地域内ファーダー系統補助 5,144千円	はっぴーバスの運行・運営業務委託、予備車両リース料、 予備車両保守点検業務委託
コミニティバス負担 金	神姫バス株式会社		911千円	H25コミバス補助	
バス対策費補助金	神姫バス株式会社		20,577		コミニバスねつぴー号(市街地線・国正線・青野原線)の運行
北条鉄道運営費補 助金	北条鉄道株式会社		17,034	(県→市補助) H25バス対策補助	県と協調しバス路線維持確保(一部国との協調)
北条鉄道設備費補 助金	北条鉄道株式会社		17,824	経常損失額	北条鉄道の経営基盤の安定を図る
北条鉄道設備等整 備費補助金	北条鉄道株式会社		6,000	安全輸送整備費用の1/6 総合安全対策事業の2/5を限度 総設備等整備費対象の1/2(市長 が特に必要と認める場合)全 額)	北条鉄道の安全性向上のため設備等整備への補助 安全輸送整備・総合安全対策事業は国・県・小野市と協調 補助

平成25年度実施の主な事業

加西市公共交通総合連携計画（平成26～30年度）策定にかかる協議

【概要】

平成21年3月策定された加西市公共交通総合連携計画の計画期間満了に伴う改定版策定について第13～16回加西市公共交通活性化協議会において協議した。

ねっぴ～はっぴ～スタンプラリー実績報告

【概要】

期間 平成25年7月20日（土・祝）～9月1日（日）

流れ 期間中、KASAIねっぴ～号、はっぴーバス、北条鉄道いずれかの乗車スタンプを協賛店舗に提示で、店舗ごとの特典とねっぴ～缶バッジプレゼント。さらに、スタンプを2つ揃えれば、交換窓口で抽選の上、賞品がもらえる。

特典 沿線の協賛店9店舗に協力で、サービスを提供いただいた。

賞品 景品交換所（北条町駅、法華口駅舎工房 Mon Favori、原始人会交流館）において、くじ引きにより1等～3等の賞品を用意。

【広報方法】

広報かさい7月号、市HP、観光まちづくり協会Facebook等に掲載

市内小学校及び幼稚園・幼児園・保育園の全児童にチラシを配布した。

【利用実績】

回収スタンプ数（ねっぴ～号60、北条鉄道115、はっぴーバス12）

抽選実施数（北条町駅54、モンファボリ37、交流館3）

沿線店舗特典である缶バッジについては、計178個を配布。

【費用】 116,779円（印刷70,359円、景品46,420円）

はっぴーバス標柱頭の設置

はっぴーバス各バス停に標柱頭を設置した。

【費用】 340,900円

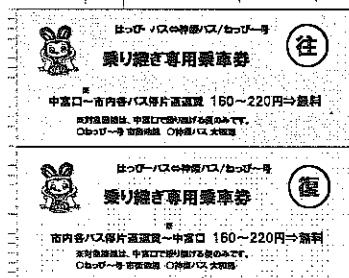


コミバス乗継運賃導入にかかる乗継券作成

はっぴーバス↔ねっぴ～号乗継券を作成した。

【費用】 28,350円（印刷）

参考) 乗継利用者 794人（H25.11～H26.3）



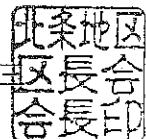
平成25年度歳入歳出決算会計監査報告書

平成26年5月23日

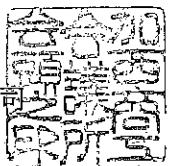
加西市公共交通活性化協議会

会長 大豊 康臣 様

監査委員 加西市區長会長 松尾 義



加西市商工会議所会頭 千石 唯



規約第13条の規定に基づき、みだしの監査を行ったので、次のとおり報告します。

1. 日 時 平成26年5月8日 9時～

2. 場 所 加西市役所6階会議室

3. 監査の結果について

加西市公共交通活性化協議会における平成25年度の事業内容及び収支決算を記帳簿及び証拠書類に基づき監査したところ、適正と認められました。

平成26年度事業計画案及び収支予算案

◆事業計画

(単位:円)

事業項目	実施主体	事業費	事業内容
公共交通網の再編 公共事業 査	協議会	5,200,000	コミニバス利用状況把握、加西市における人の動きの把握、老人会アンケート調査の整理・集計、高校通学状況の把握、コミニバス再編案の検討等
交通結節点整備	交通事業者、市、協議会	600,000	パーク＆ライド駐車場のPR バス・鉄道（乗継情報）提供 バス停整備
公共交通利用促進施 策	交通事業者、市、協議会	1,000,000	利用促進活動、時刻表作成等
	計	6,800,000	

◆収支予算

(歳入の部)

(単位:円)

款項	目	予算額			差異備考
		当期	前期	差異	
負担金	負担金	91,000	91,000	0	土地賃借料加西市負担分
補助金	補助金	4,000,000	0	4,000,000	平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業)
	市補助金	2,650,000	2,775,000	▲ 125,000	加西市公共交通活性化協議会運営費等事業補助金
諸収入	諸収入	600	731	▲ 131	受取利息、
収入合計(A)		6,741,600	2,866,731	3,874,869	
前期繰越額(B)		790,205	1,318,269	▲ 528,064	
歳入合計(A)+(B)		7,531,805	4,185,000	3,346,805	

(歳出の部)

款項	目	予算額			差異備考
		当期	前期	差異	
運営費	事務費	300,000	300,000	0	会議費(150)、学識経験者費用弁償(50)、消耗品振込手数料等 (100)
	報償費	160,000	150,000	10,000	学識経験者謝金
事業費	事業費	6,800,000	3,500,000	3,300,000	事業計画のとおり
予備費	予備費	271,805	235,000	36,805	
	合計	7,531,805	4,185,000	3,346,805	

平成26年度事業計画案（予算を伴わない協議案件等）

◆事業計画

事業項目	協議概要	実施予定期	内 容
加西市公共交通網再編検討	公共交通網再編の検討	年度内	公共交通網再編に向けた進捗状況の確認と必要に応じて再編検討に対する助言を行う。
生活交通ネットワーク計画(地域内ファイダ系統確保維持計画)	ネットワーク計画の検討	第17回協議会	H27年度(H26.10～)計画について検討を行う。
はっぴーバスに関する助言	はっぴーバス、検証と課題	年度内	はっぴーバスの状況を確認、検証し助言を行う。
コミュニバス(ねっぴ～号)に関する助言	ねっぴ～号検証と課題	年度内	ねっぴ～号の状況の確認、検証し助言を行う。
地域協働推進事業計画	地域協働推進事業計画の検討	年度内	地域ぐるみによる利用促進、公共交通サービスの情報提供等取組の実施計画策定を検討する。
実施事業に関する検証	各実施事業の検証	年度内	協議会実施事業について検証し、次期事業策定につなげる。

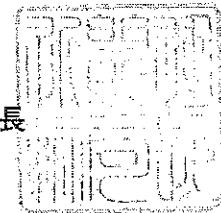
近運企交第40号

平成26年5月1日

加西市公共交通活性化協議会

会長 大豊 康臣 殿

近畿運輸局長



平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金

(地域公共交通調査事業)交付決定通知書

平成26年4月1日付けをもって申請のあった「平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、下記のとおり交付することが決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業 地域公共交通調査事業

2. 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費 金5,140,800 円

補助金の額 金4,000,000 円 (内訳別紙)

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業に係る手続きについては、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

平成 26 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 (地域公共交通調査事業) 交付決定事業

補助対象事業者名 加西市公共交通活性化協議会 (単位:円)

補助対象事業の名称及び内容	補助対象事業の着手及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
加西市公共交通再編検討調査 ・コミバス利用状況の把握 ・加西市における人の動きの把握 ・老人会アンケート調査の整理・集計 ・市内高校の通学状況の把握 ・現状のコミバスに対する問題整理 ・生活交通ネットワーク計画の策定検討（コミバス再編案の検討） ・協議会開催	交付決定日以降～ 平成 27 年 3 月 31 日	5,140,800	4,000,000

様式第5-1（日本工業規格A列4番）

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所 兵庫県加西市北条町横尾 1000
氏名又は名称 加西市公共交通活性化協議会
会長 大豊康臣 印

平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業)交付申請書

平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)金5,140,800円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業)交付申請事業

補助対象事業者名 加西市公共交通活性化協議会 (単位:円)

補助対象事業の名称及び内容	補助対象事業の着手及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
加西市公共交通再編検討調査 ・コミバス利用状況の把握 ・加西市における人の動きの把握 ・老人会アンケート調査の整理・集計 ・市内高校の通学状況の把握 ・現状のコミバスに対する問題整理 ・生活交通ネットワーク計画の策定検討(コミバス再編案の検討) ・協議会開催	着手予定日: 交付決定日以降 完了予定日: 平成27年3月31日	5,140,800	5,140,800

(添付書類)

- (1) 地域公共交通調査事業の実施に関する計画
- (2) 補助対象経費に係る見積書
- (3) その他補助金の交付に関して参考となる書類

地域公共交通調査事業の実施に関する計画

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

加西市の公共交通は、市のはぼ中央にある北条町駅を中心に放射状に広がっており、北条鉄道（南～南東方向）、地域間幹線の路線バス（北西、東、南、西方向）が運行しています。市街地内の移動と路線バスを補完するため（ねっぴ～号）及び、市北西部の交通空白地域のため（はっぴーバス）にコミュニティバスを運行しています。その他タクシーと、北条町を東西方向に中国自動車道が通っており、高速バス路線が京都・大阪・神戸と津山を結んでいます。

加西市の人口分布は、中心的な市街地である北条・北条東地区と、市の地域核の一部をのぞき、密度が500人/km²未満の地区がほとんどで、現在の公共交通網では、公共交通空白地域に住民の26%が居住し、運行本数30本未満の低サービス地域に47%が居住しており、あわせて73%の住民が十分な交通サービスを利用することが出来ない状況です。

住民の移動手段は、15歳以上の8割が自動車移動で、公共交通利用は5%と低く、利用状況においても、高速バス及び北条鉄道が微増傾向であるのを除き、路線バス、コミュニティバスは減少傾向に歯止めがかかるない状況です。

一方で、気軽に自動車を利用できない方（70歳以上の高齢者・運転免許がない・家に自動車がない）が住民の4割と推計され、特にこの方達の日常生活における移動手段の確保が課題となっています。

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

平成25年度改定の加西市公共交通総合連携計画に示す交通網確立のため、市内コミュニティバスの総合的な見直しと地域の実情に応じた新たな公共交通の導入を目指し、住民の移動ニーズ（特に気軽に自動車移動ができない住民）を満たす生活交通ネットワーク計画の策定を目指します。

生活交通ネットワーク計画は、いずれもフィーダー系統にあたる、都市核と地域核を結ぶ軸（鉄道・地域間幹線路線バス・コミュニティバスねっぴ～号）の再構築及び、地域核へ接続する地域の実情に応じた新たな公共交通を導入することにより、住民が日常生活において円滑に移動できる公共交通網を確立することを目指すものとします。

都市核と地域核を結ぶ軸については、北条鉄道や路線バス、コミュニティバスにより一定確保されているが、その内の1つであるコミュニティバスねっぴ～号の青野原病院線の終点でもある青野原病院が平成27年度に市外遠方へ移転するため、あらためて軸のあり方を見直すことが必要です。

また、市内にある県立北条高校は公共交通利用が不便であることが一因となり、ほとんどが市内の学生です。平成27年度には県立高校の学区再編も予定されており、高校の競争力強化のためにも市外からの通学手段の確保が必須となります。合わせて、新たに発生が予測される市外への通学需要に対応できるコミュニティバスに見直す必要があります。

これらコミュニティバスの再編にあたっては、必要な車両数・ルート・運行時間帯・運行本数及び採算性について、抜本的に検討することとし、持続可能な体制を構築するため、詳細な現状分析とニーズ調査を必要とします。

一方、市内の公共交通空白地及び低サービス地域の住民のためには、日常生活における移動手段の確保が必要です。新たな移動手段を導入し、都市核と地域核を結ぶ軸に接続することで、軸の活性化を目指します。導入する公共交通について、それぞれの地域の実情に応じた運行形態・運行時間帯・運行本数を検討するため、それぞれの地域における移動ニーズの把握が必要です。

3. 事業の実施内容

実施項目	実施内容
コミバス利用状況の把握	現コミバスの系統別利用状況の推移の資料整理 バス停別乗降客数を地図上に経年的にプロットした資料作成
加西市における人の動きの把握	H22年国勢調査による通勤通学流動及び利用交通手段の分析 H22年近畿圏パーソントリップ調査結果より交通手段・移動時刻別クロス集計資料作成
老人会のアンケート調査の整理・集計	老人会協力により実施のアンケート（約5,000票）の整理・集計 交通手段・移動時刻等によるクロス集計
市内高校の通学状況の把握	市内高等学校の通学状況のヒアリング・アンケート調査実施 ヒアリング・アンケート調査結果の集計
現状のコミバスに対する問題整理	系統別区間別収支率の算出と系統内問題区間の抽出 老人会アンケート等分析による潜在需要と現路線網の比較による需給バランス把握
生活交通ネットワーク計画の策定検討（コミバス再編案の検討）	路線及び区間評価結果、需給バランスを基に検討 高校学区再編の影響及び青野原線の利用者推計作成 再編案（必要車両数・ルート・バス停位置・運行本数・運行時刻帯）の検討
協議会開催	調査内容や調査結果を受けて、検討するための協議会を開催

4. スケジュール

実施項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
コミバス利用状況の把握					→					
加西市における人の動きの把握					→					
老人会アンケート調査整理・集計					→					
市内高校の通学状況の把握					→					
現状のコミバスに対する問題整理						→				
生活交通NW計画の策定検討（コミバス再編案の検討）							→			
協議会開催					→		→		→	

5. 予算計画

実施項目	総事業費 (見込み)	補助対象経費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
コミバスの利用状況の把握	300 千円	300 千円	300 千円	千円
加西市における人の動きの把握	535 千円	535 千円	535 千円	千円
老人会アンケート調査の整理・集計	852 千円	852 千円	852 千円	千円
市内高校の通学状況の把握	326 千円	326 千円	326 千円	千円
現状のコミバスに対する問題整理	1,055 千円	1,055 千円	1,055 千円	千円
生活交通NW計画の策定検討 (コミバス再編案の検討)	1,404 千円	1,404 千円	1,404 千円	千円
協議会開催等事務費	669 千円	669 千円	669 千円	千円
合計	5,141 千円	5,141 千円	5,141 千円	千円

加西市コミュニティバス乗り継ぎ運賃制度導入後の状況について

1. 乗り継ぎ券発行枚数(神姫バス車両での収受枚数)

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
中富口→市街地方面	81	87	90	86	81	97
市街地方面→中富口	69	71	79	81	69	77
計	150	158	169	167	150	174
運行日数	20	19	19	19	20	21
日当たり利用人員	7.5	8.3	8.9	8.8	7.5	8.3

2. ねっぴ～号中富口線・神姫バス大和線の利用状況

(平成25年数値の比較)

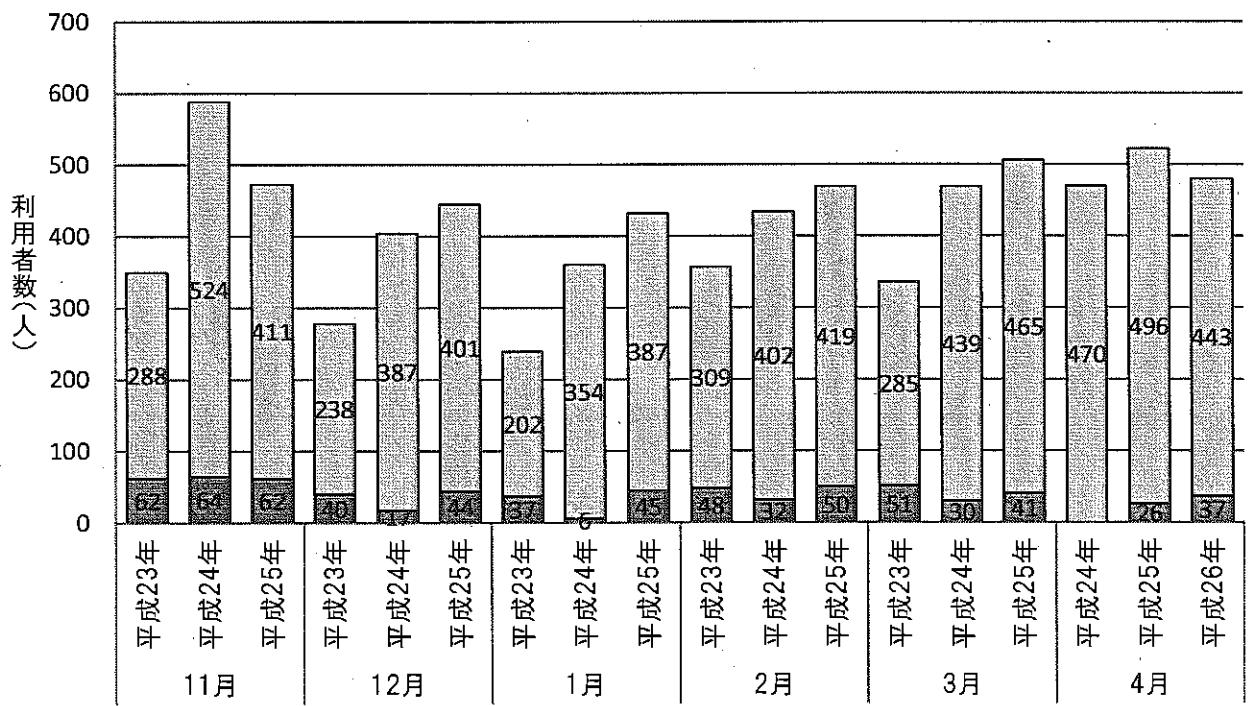
		11月	12月	1月	2月	3月	4月		11月	12月	1月	2月	3月	4月
中富口線	平成25年	411	401	387	419	465	443	前年比	78.4	103.6	109.3	104.2	105.9	89.3
	平成24年	524	387	354	402	439	496	前々年比	142.7	168.5	191.6	135.6	163.2	94.3
	平成23年	288	238	202	309	285	470							
大和線	平成25年	62	44	45	50	41	37	前年比	96.9	258.8	750.0	156.3	136.7	142.3
	平成24年	64	17	6	32	30	26	全前年比	100.0	110.0	121.6	104.2	80.4	#DIV/0!
	平成23年	62	40	37	48	51								
合 計	平成25年	473	445	432	469	506	480	前年比	80.4	110.1	120.0	108.1	107.9	92.0
	平成24年	588	404	360	434	469	522	前々年比	135.1	160.1	180.8	131.4	150.6	102.1
	平成23年	350	278	239	357	336	470							

●中富口線は平成23年当時は4往復、平成24年以降は7往復に増便。 大和線一部データなし

●大和線は1日4往復。利用状況は北条～中富口間の利用のみを調査。

乗り継ぎ券導入後のバス利用者の推移

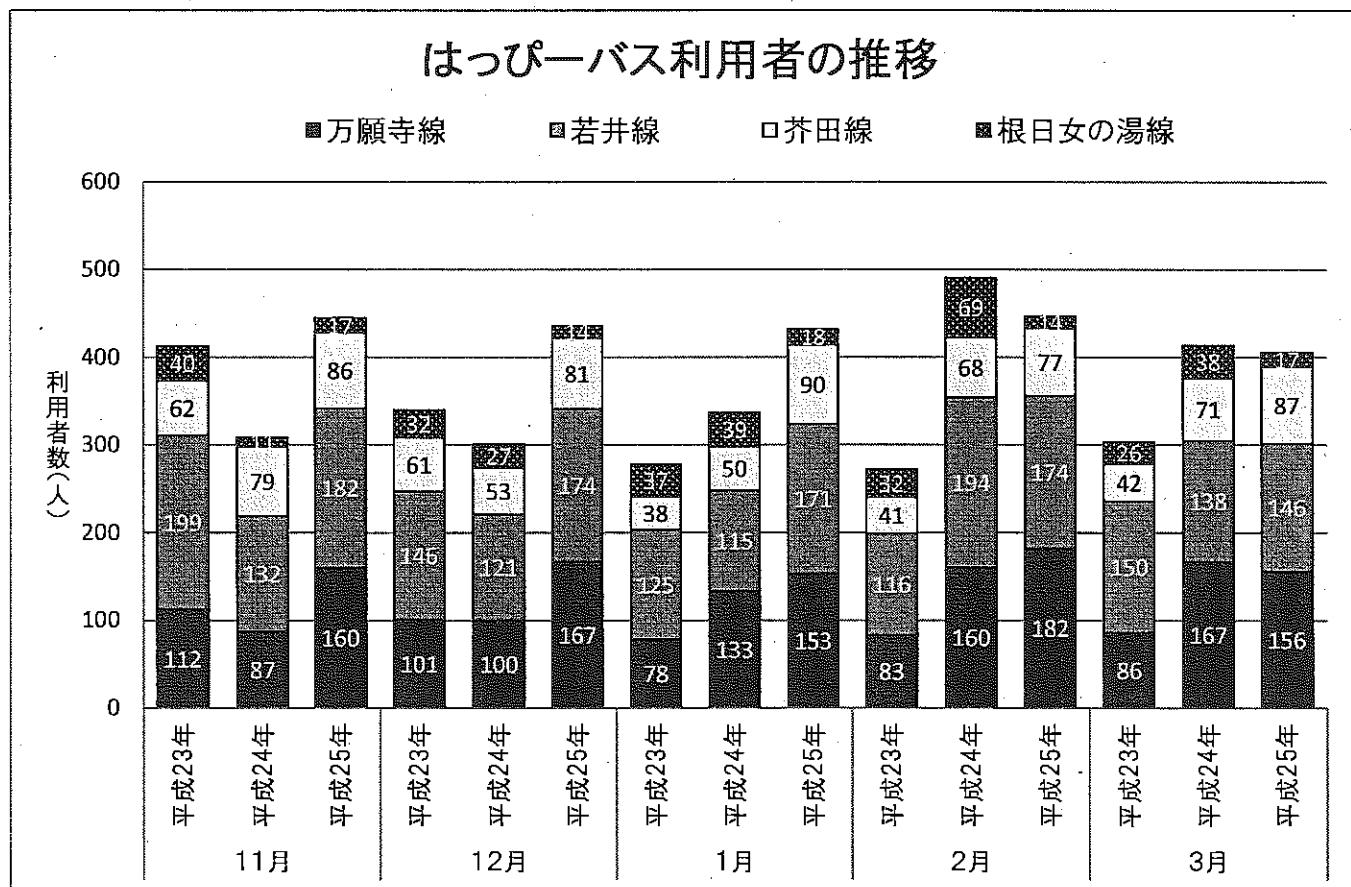
■神姫バス大和線利用者数(北条～中富口間のみ) 口ねっぴ～号中富口線利用者数



はっぴーバスの状況について

		11月	12月	1月	2月	3月		11月	12月	1月	2月	3月	
万願寺線	平成25年	160	167	153	182	156		前年比	183.9	167.0	115.0	113.8	93.4
	平成24年	87	100	133	160	167		前々年比	142.9	165.3	196.2	219.3	181.4
	平成23年	112	101	78	83	86							
若井線	平成25年	182	174	171	174	146		前年比	137.9	143.8	148.7	89.7	105.8
	平成24年	132	121	115	194	138		前々年比	91.5	119.2	136.8	150.0	97.3
	平成23年	199	146	125	116	150							
芥田線	平成25年	86	81	90	77	87		前年比	108.9	152.8	180.0	113.2	122.5
	平成24年	79	53	50	68	71		前々年比	138.7	132.8	236.8	187.8	207.1
	平成23年	62	61	38	41	42							
銀日女の湯線	平成25年	17	14	18	14	17		前年比	154.5	51.9	46.2	20.3	44.7
	平成24年	11	27	39	69	38		前々年比	42.5	43.8	48.6	43.8	65.4
	平成23年	40	32	37	32	26							
合 計	平成25年	445	436	432	447	406		前年比	144.0	144.9	128.2	91.0	98.1
	平成24年	309	301	337	491	414		前々年比	107.7	128.2	155.4	164.3	133.6
	平成23年	413	340	278	272	304							

はっぴーバス利用者の推移



はっぴーバス停名変更及びはっぴーバス停の移転について

1. バス停名の変更について

根日女の湯線「つつみ医院前」を「まえだ医院前」

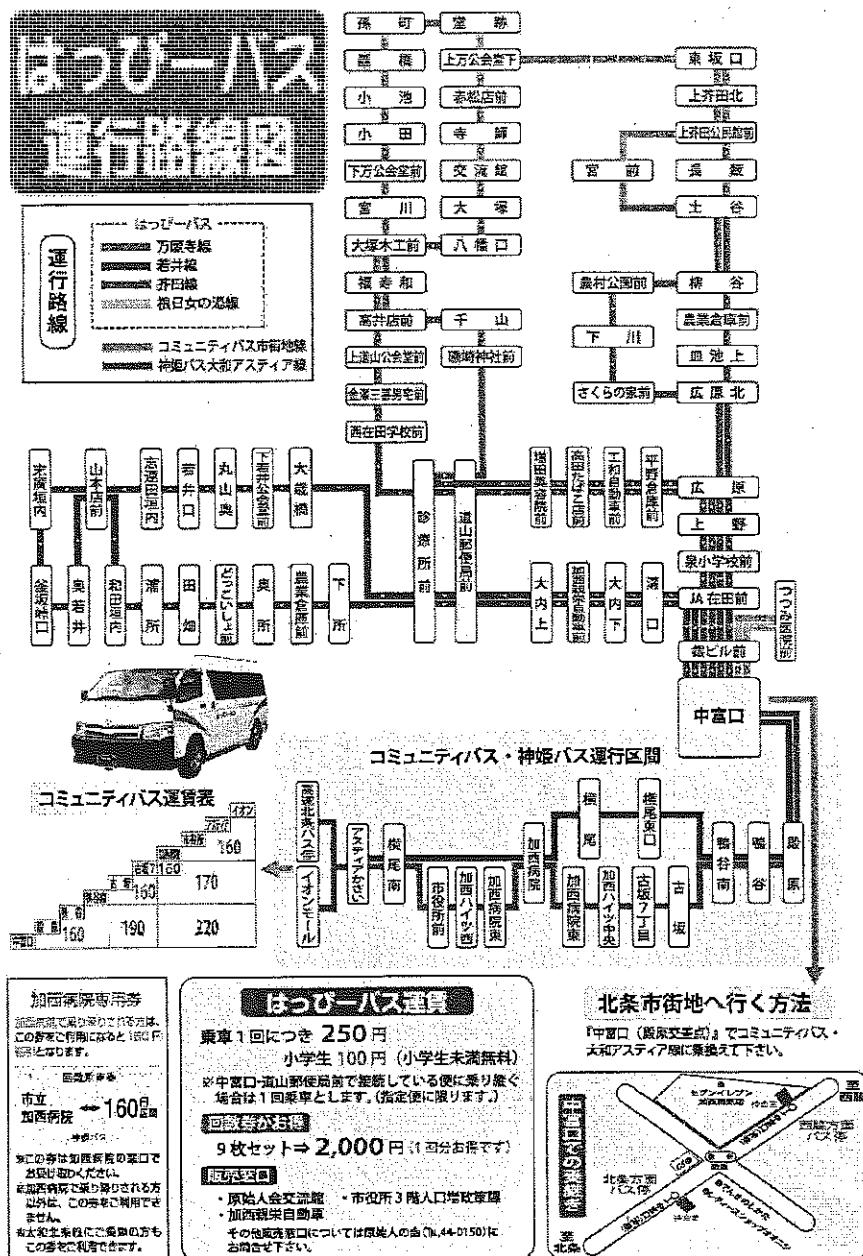
【変更の理由】 医院の名称変更に伴う変更

2. バス停の移転について

芥田線「農業倉庫前」を300m北へ移転し「南谷入口」とする(別図参照)

【移転の理由】 地域の要望による

参考



移転先 バス停

「南谷入口」

下芥田町字善田 276

現行 バス停

「農業倉庫前」

下芥田町字大橋 219-1

県道大和北条停車場線(新規)

下芥田町

佐谷町

三 池

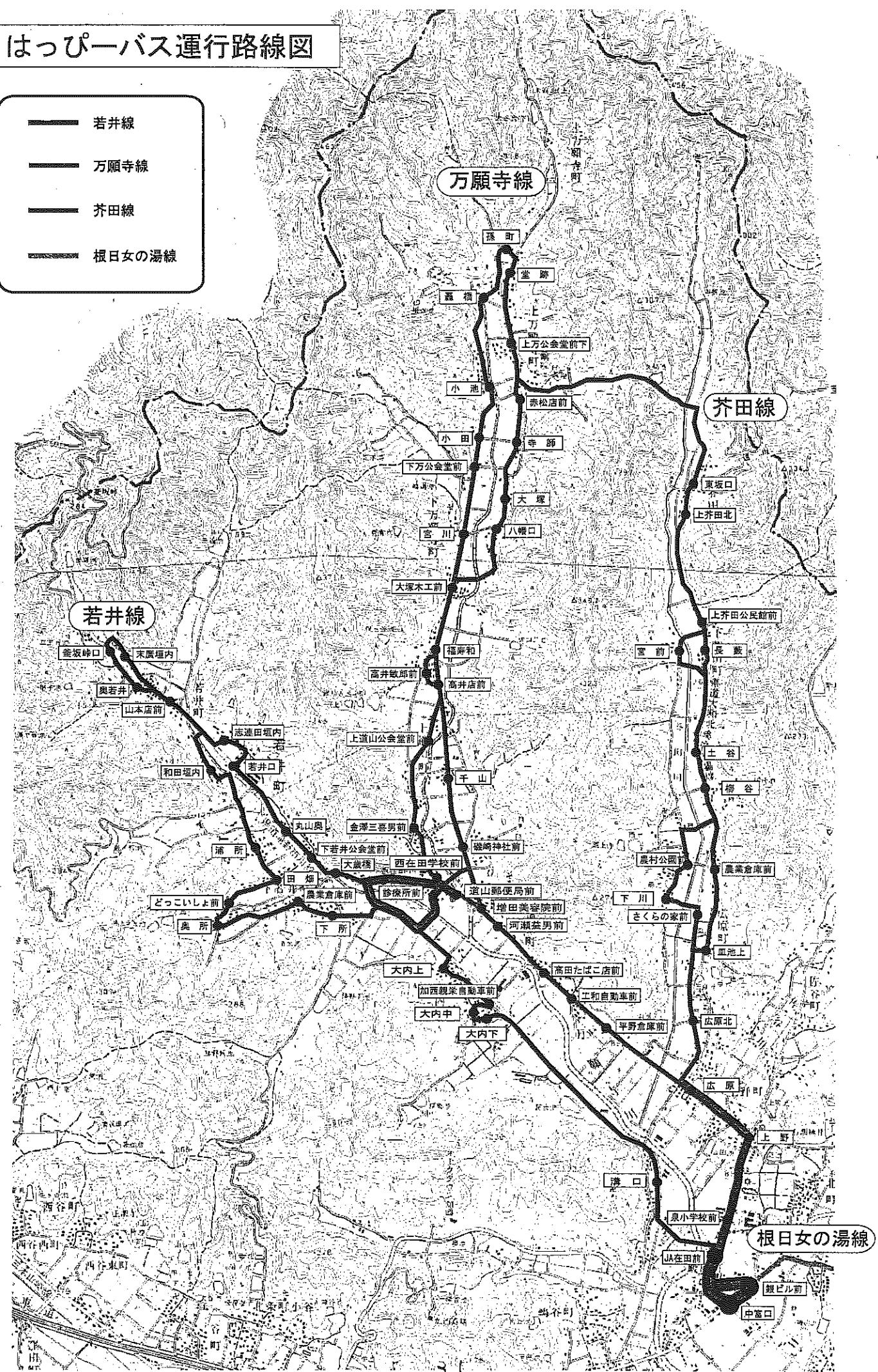
はっぴーバス運行路線図

- 若井線

— 万願寺線

— 芥田線

— 根日女の湯線



地域内フィーダー系統確保維持計画

(名 称) 加西市公共交通活性化協議会

(代表者名) 会長 大 豊 康 臣

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

加西市の北西部に位置する西在田・在田(一部)地区は、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、空港のいずれも存在せず、公共交通機関の存在しない交通不便地域です。

平成23年2月1日より地域のまちづくりNPO法人が運営に関わり、小型車両(15人乗りコミュニター)を使って集落内を走行できるバス事業の導入を加西市公共交通活性化協議会が決定し、地域公共交通活性化総合事業を活用して「はっぴーバス」の運行を開始しました。今後、当該交通不便地域における交通弱者を交通難民にしないために、コミュニティも活用した啓発活動、利用促進を推進します。

同地区の高齢化率は32.2%で現在も年々上昇しています。自家用自動車を運転できない高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている中、このシステムを確保・維持することで当該地域における移動制約者を減らし、生活の足の確保と住民の活発な移動による地域の活性化を図ります。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

●最も効果的な支援が行われるよう、当該計画に位置づけられた事業の目標と効果を定量的に記載してください

(例)

(1) 事業の目標

コミュニティバス等の路線維持の考え方を次のとおりとする。

運行回数 : 各運行路線につき1日5往復以上

利用者数 : 対象系統の合計において1日あたり25人。ただし、対象地域における交通弱者の実態把握と利用状況を踏まえた見直しを行う

(2) 事業の効果

高齢者率が上昇する当該地域において、高齢者等の通院・買い物などの日常生活に不可欠な移動手段の確保が容易になり、地域活動などの促進も期待される。また、社会問題化している高齢運転者による交通事故の抑制効果も期待され、安心安全な地域の形成につながる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別表1のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表2のとおり

なお、加西市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
加西親栄自動車有限会社
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
<p>●どの時点でどのような手法で行うのか、記載して下さい。（3ヶ年分）</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度 <p>　　通年 一部運営受託 N P O 法人交流館等において、利用者からの聞き取りを実施</p> <p>　　6月～9月「老人会アンケート」調査分析</p> <p>　　　老人会にご協力いただき高齢者の異動ニーズを把握し移動需要を整理する</p> <p>　　6月～9月「コミバス利用状況の把握」</p> <p>　　　現コミバスの利用状況の推移を整理する</p> <p>　　6月～9月「市内の人々の動きの把握」</p> <p>　　9月～12月「地域現状把握」</p> <p>　　　資料の整理から、潜在需要と現路線網の比較による需給バランスを把握整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度 平成 28 年度 <p>　　平成 26 年度に調査した結果を基に、必要に応じたモニタリングを実施していく。</p>
7. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
該当なし
8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の義洋
表5のとおり
10~13. 車両の取得に係る目的・必要性等
(本補助事業において) 車両の取得はおこないません。
14. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年5月26日（第1回） 協議会設立 ・平成21年3月6日（第3回） 加西市公共交通総合連携計画を策定 ・平成22年7月5日（第5回） はっぴーバス導入方針決定 ・平成22年12月3日（第6回） 運行計画策定（H23.2.1 運行開始） ・平成23年6月6日（第7回） 有償運行決定（H23.9.1） ・平成24年1月23日（第9回） ダイヤ改正（H24.4.1） ・平成24年5月21日（第10回） 本格運行への移行と事業の枠組 ・平成25年1月29日（第11回） 本格運行への移行について ・平成25年6月21日（第13回） 加西市公共交通総合連携計画の見直しについて ・平成25年11月8日（第15回） 加西市公共交通総合連携計画の見直しについて ・平成26年2月26日（第16回） 加西市公共交通総合連携計画の改定案について

15. 利用者等の意見の反映状況

利用者代表として加西市区長会長及び加西市老人クラブ連合会長に参加していただいているほか、以下のような調査を実施

○地域公共交通に関する住民アンケート（調査期間：平成23年4月1日～22日）

・調査対象：交通不便地域に在住する住民 約800世帯

・調査方法：アンケート返信用封筒を同封して対象地域に郵送

○はっぴーバス利用想定に対する実態把握訪問（調査期間：平成24年6月～11月）

・訪問件数：119件

16. 協議会メンバーの構成

関係都道府県	兵庫県
関係市区町村	加西市
交通事業者	神姫バス(株)、北条鉄道(株)、加西親栄自動車(有)、NPO法人原始人の会、兵庫県バス協会、兵庫県タクシー協会、加西警察署
交通施設管理者等	
地方運輸局	神戸運輸監理部兵庫陸運部
その他協議会が必要と認める者	京都大学教授、神戸大学教授、加西商工会議所、加西市議会、加西市区長会、加西市老人クラブ連合会、市民公募委員

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的活計画的な取組の内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

該当無し

※4. (表2) 及び12. (表7及び表7-1) については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。

※6. については、活性化法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。

※7. (表3) 及び8. (表4) については、要綱第17条に基づく生活交通ネットワーク計画について、作成を要しない。

※9. (表5) については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。

※10. ~13. については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

※17. については、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を行わない場合において、記入を要しない。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					幹 線 特 例 措 置	乗 合 バ ス 型 ノ デ マ ン ド 型 の 別	基 準 二 で 該 当 す る 要 件
兵 庫 県 加 西 市	加西親栄自動車 有限会社	万願寺線1 (1便目)	地域内 フィーダー	308.5	乗 合 バ ス 型	②(2)	中富口停留所におい て神姫バス大和アス ティアかさし線と接続
	加西親栄自動車 有限会社	万願寺線2 (2~5便目)	地域内 フィーダー	1,679.0	乗 合 バ ス 型	②(2)	中富口停留所におい て神姫バス大和アス ティアかさし線と接続
	加西親栄自動車 有限会社	若井線1 (1~5便目)	地域内 フィーダー	1,603.0	乗 合 バ ス 型	②(2)	中富口停留所におい て神姫バス大和アス ティアかさし線と接続
	加西親栄自動車 有限会社	若井線2 (6便目)	地域内 フィーダー	202.5	乗 合 バ ス 型	②(2)	中富口停留所におい て神姫バス大和アス ティアかさし線と接続
	加西親栄自動車 有限会社	芥田線1 (1便目)	地域内 フィーダー	197.5	乗 合 バ ス 型	②(2)	中富口停留所におい て神姫バス大和アス ティアかさし線と接続
	加西親栄自動車 有限会社	芥田線2 (2~4便目)	地域内 フィーダー	804.0	乗 合 バ ス 型	②(2)	中富口停留所におい て神姫バス大和アス ティアかさし線と接続
	加西親栄自動車 有限会社	万願寺芥田線	地域内 フィーダー	344.5	乗 合 バ ス 型	②(2)	中富口停留所におい て神姫バス大和アス ティアかさし線と接続
	合 計			5,139			

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
- 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人~150人の系統については「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名 加西親栄自動車有限会社

27年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	748千円	営業外収益	1千円	経常収益(イ)	749千円
	営業費用	10,957千円	営業外費用	178千円	経常費用(ロ)	11,135千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')		49,141.6km			経常収支率	6.73%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	725千円	営業外収益	108千円 <th>経常収益(イ')</th> <td>833千円</td>	経常収益(イ')	833千円
	営業費用	11,025千円	営業外費用	153千円 <th>経常費用(ロ')</th> <td>11,178千円</td>	経常費用(ロ')	11,178千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		48,827.0km			経常収支率	7.45%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円 <th>経常収益(イ")</th> <td>千円</td>	経常収益(イ")	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円 <th>経常費用(ロ")</th> <td>千円</td>	経常費用(ロ")	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ")		km			経常収支率	%

(補助対象事業者の「基準期間*を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) 口"÷ハ" = a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) 口"÷ハ" = b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) 口"÷ハ" = c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
北近畿	円.00銭	228円.93銭	226円.59銭	▲1.02%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $c \times (1+(d \div 2))^2 = \text{二}$	地域キロ当たり標準経常費用 木	キロ当たり経常費用 ニと木のいすれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北近畿	224円.28銭	382円.64銭	224円.28銭	15円.24銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 ト	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程 ヌ	補助ブロック外乗入部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗入部分以外のキ ロ程の比率 (ト-リ+ヌ)÷ト=ル	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な 経由地	終点								
北近畿	1	万福寺線①	中富口	孫町	中富口	242	日	121回	往 12.2km (平均) 12.2km	往 1.0km (平均) 1.0km	往 0.0km (平均) 0.0km	100.0%	2,952.4km
	2	万福寺線②	中富口	孫町	中富口	242	日	484回	往 16.2km	往 0.0km	往 0.0km	100%	15,681.6km
	3	若井線①	中富口	釜坂峠口	中富口	242	日	605回	往 12.7km 12.7km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	15,367.0km
	4	若井線②	中富口	釜坂峠口	下所	242	日	121回	往 8.5km 8.5km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	2,057.0km
	5	芥田線①	中富口	東坂口	中富口	242	日	121回	往 7.9km 7.9km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	1,911.8km
	6	芥田線②	中富口	東坂口	中富口	242	日	363回	往 10.4km 10.4km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	7,550.4km
	7	万福寺芥田線	中富口	上方公民館下	立原北	242	日	121回	往 13.3km 13.3km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	3,218.6km
	8						日	回	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	0.0km	0.0km
合計	系統	/	/	/	/	/	/	/	往 81.2km 81.2km	往 1.0km 1.0km	往 0.0km 0.0km	48,738.8km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統のキロ当たり経常収益の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上 の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象絏費 ツ	補助対象絏費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (又はナのうちいすれか少ないほうの額) ラ
北近畿	1	662,164 円	15円. 18銭	44,817 円	617,347 円	617,347 円	617千円	308.5 千円	4,710千円	4,710 千円
	2	3,517,069 円	10円. 14銭	159,011 円	3,358,058 円	3,358,058 円	3,358千円	1,679. 千円		
	3	3,446,510 円	15円. 60銭	239,725 円	3,206,785 円	3,206,785 円	3,206千円	1,603. 千円		
	4	461,343 円	27円. 31銭	56,176 円	405,167 円	405,167 円	405千円	202.5 千円		
	5	428,778 円	17円. 16銭	32,806 円	395,972 円	395,972 円	395千円	197.5 千円		
	6	1,693,403 円	11円. 23銭	84,790 円	1,608,613 円	1,608,613 円	1,608千円	804. 千円		
	7	721,867 円	10円. 15銭	32,668 円	689,199 円	689,199 円	689千円	344.5 千円		
	8	0 円	0円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	千円		
合計		10,931,134 円		649,993 円	10,281,141 円	10,281,141 円	10,278 千円	5,139 千円	4,710千円	4,710 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合							
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
北近畿	1	617,347 円									
	2	3,394,282 円									
	3	3,242,283 円									
	4	409,919 円									
	5	400,388 円									
	6	1,626,055 円									
	7	696,634 円									
	8	0 円									
合計		4,708,263 円	-1,737 円	円	%	円	%	円	%	円	%

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) g	平均増減率 $\frac{((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1)}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $e \times (1 + (h \div 2))^2 = j$
北近畿	1		18円. 01銭	16円. 52銭	▲ 8.27 %	15円. 18銭
	2		15円. 44銭	12円. 44銭	▲ 19.43 %	10円. 14銭
	3		16円. 89銭	16円. 23銭	▲ 3.90 %	15円. 60銭
	4		21円. 60銭	24円. 25銭	12.26 %	27円. 31銭
	5		10円. 00銭	12円. 99銭	29.90 %	17円. 16銭
	6		8円. 69銭	9円. 86銭	13.46 %	11円. 23銭
	7		5円. 95銭	7円. 71銭	29.57 %	10円. 15銭
	8				0.00 %	0円. 00銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付付け自総第336号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助プロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助プロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助プロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	加西親栄自動車有限会社
------	-------------

28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	748千円	営業外収益	1千円	経常収益(イ)	749千円
	営業費用	10,957千円	営業外費用	178千円	経常費用(ロ)	11,135千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		▲ 10,209千円	営業外損益	▲ 177千円	経常損益	▲ 10,386千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		49,141.6km			経常収支率	6.73%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	725千円	営業外収益	108千円	経常収益(イ')	833千円
	営業費用	11,025千円	営業外費用	153千円	経常費用(ロ')	11,178千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		▲ 10,300千円	営業外損益	▲ 45千円	経常損益	▲ 10,345千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		48,827.0km			経常収支率	7.45%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円 <th>経常収益(イ")</th> <td>千円</td>	経常収益(イ")	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円 <th>経常費用(ロ")</th> <td>千円</td>	経常費用(ロ")	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		km			経常収支率	%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) 口'÷ハ" = a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) 口'÷ハ" = b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) 口'÷ハ" = c	平均増減率 (((b-a)-1)+((c-b)- 1))÷2 = d
	北近畿	円 00銭	228円.93銭	226円.59銭
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2))^2 = n$	地域キロ当たり 標準経常費用 未	キロ当たり経常費用 ニと木のいすれか少ない箇 所へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
	北近畿	224円.28銭	382円.64銭	224円.28銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程 ヌ	補助ブロック外乗入部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗入部分以外のキ ロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な 経由地	終点								
北近畿	1	万葉寺線①	中富口	孫町	中富口	246	日	123回	往 12.2km (平均) 12.2km	往 1.0km (平均) 1.0km	往 0.0km (平均) 0.0km	100.0%	3,001.2km
	2	万葉寺線②	中富口	孫町	中富口	246	日	492回	往 16.2km 16.2km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	15,940.8km
	3	若井線①	中富口	金坂峠口	中富口	246	日	615回	往 12.7km 12.7km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	15,621.0km
	4	若井線②	中富口	金坂峠口	下所	246	日	123回	往 8.5km 8.5km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	2,091.0km
	5	芥田線①	中富口	東坂口	中富口	246	日	123回	往 7.9km 7.9km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	1,943.4km
	6	芥田線②	中富口	東坂口	中富口	246	日	369回	往 10.4km 10.4km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	7,675.2km
	7	万葉寺芥田線	中富口	上万葉寺堂下	庄原北	246	日	123回	往 13.3km 13.3km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	3,271.8km
	8								往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	0.0km	0.0km
合計		系統	/	/	/	/	/	/	往 81.2km 81.2km	往 1.0km 1.0km	往 0.0km 0.0km	49,544.4km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統のキロ当たり経常収益の見込額 ヘ×ヲ以下 の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象系統の絏常収益の見込額 ト	補助対象系統の絏常収益から絏常収益を控除した額 ト×ヲ以上 の額:カ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助 街区町村外乗入部分以外に係るもの ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	補助対象絏費 ツ	補助対象絏費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北近畿	1	673,109 円	15円. 18銭	45,558 円	627,551 円	627,551 円		627千円	313.5 千円	4,710千円	4,710 千円
	2	3,575,202 円	10円. 14銭	161,639 円	3,413,563 円	3,413,563 円		3,413千円	1,706.5 千円		
	3	3,503,477 円	15円. 60銭	243,687 円	3,259,790 円	3,259,790 円		3,259千円	1,629.5 千円		
	4	468,969 円	27円. 31銭	57,105 円	411,864 円	411,864 円		411千円	205.5 千円		
	5	435,865 円	17円. 16銭	33,348 円	402,517 円	402,517 円		402千円	201. 千円		
	6	1,721,383 円	11円. 23銭	86,192 円	1,635,201 円	1,635,201 円		1,635千円	817.5 千円		
	7	733,799 円	10円. 15銭	33,208 円	700,591 円	700,591 円		700千円	350. 千円		
	8	0 円	0円. 00銭	0 円	0 円	0 円		千円	千円		
合計		11,111,814 円		660,737 円	10,451,077 円	10,451,077 円		10,447 千円	5,223 千円	4,710千円	4,710 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ヲーカム	損失額から国 庫補助額を 控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他 の者」の具体的 概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	1	627,551 円											
	2	3,450,386 円											
	3	3,295,875 円											
	4	416,694 円											
	5	407,007 円											
	6	1,652,931 円											
	7	708,149 円											
	8	0 円											
合計		4,786,086 円	76,086 円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1) \div 2 = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = n$
北近畿	1		18円. 01銭	16円. 52銭	▲ 8.27 %	15円. 18銭
	2		15円. 44銭	12円. 44銭	▲ 19.43 %	10円. 14銭
	3		16円. 89銭	16円. 23銭	▲ 3.90 %	15円. 60銭
	4		21円. 60銭	24円. 25銭	12.26 %	27円. 31銭
	5		10円. 00銭	12円. 99銭	29.90 %	17円. 16銭
	6		8円. 69銭	9円. 86銭	13.46 %	11円. 23銭
	7		5円. 95銭	7円. 71銭	29.57 %	10円. 15銭
	8				0.00 %	0円. 00銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付付自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	加西親栄自動車有限会社
------	-------------

29年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	748千円	営業外収益	1千円	経常収益(イ)	749千円	
	営業費用	10,957千円	営業外費用	178千円	経常費用(ロ)	11,135千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')		49,141.6km	経常収支率		6.73%		
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	725千円	営業外収益	108千円	経常収益(イ')	833千円	
	営業費用	11,025千円	営業外費用	153千円	経常費用(ロ')	11,178千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		48,827.0km	経常収支率		7.45%		
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円 <th>経常収益(イ")</th> <td>千円</td>	経常収益(イ")	千円	
	営業費用	千円 <th>営業外費用</th> <td>千円<th>経常費用(ロ")</th><td>千円</td></td>	営業外費用	千円 <th>経常費用(ロ")</th> <td>千円</td>	経常費用(ロ")	千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		km	経常収支率		%		

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) 口'÷ハ" = a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) 口'÷ハ' = b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) 口'÷ハ = c	平均増減率 (((b-a)-1)+((c-b)-1))÷2 = d
北近畿	円.00銭	228円.93銭	226円.59銭	▲1.02%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2))^2 = n$	地域キロ当たり標準経常費用 木	キロ当たり経常費用 ニと木のいすれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北近畿	224円.28銭	382円.64銭	224円.28銭	15円.24銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な経由地	終点								
北近畿	1	万願寺線①	中富口	孫町	中富口	246	日	123回	往 12.2km (平均) 12.2km	往 1.0km (平均) 1.0km	往 0.0km (平均) 0.0km	100%	3,001.2km
	2	万願寺線②	中富口	孫町	中富口	246	日	492回	往 16.2km 16.2km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	15,940.8km
	3	若井線①	中富口	釜坂峠口	中富口	246	日	615回	往 12.7km 12.7km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	15,621.0km
	4	若井線②	中富口	釜坂峠口	下所	246	日	123回	往 8.5km 8.5km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	2,091.0km
	5	芥田線①	中富口	東坂口	中富口	246	日	123回	往 7.9km 7.9km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	1,943.4km
	6	芥田線②	中富口	東坂口	中富口	246	日	369回	往 10.4km 10.4km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	7,675.2km
	7	万願寺芥田線	中富口	上万公会堂下	立原北	246	日	123回	往 13.3km 13.3km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	100%	3,271.8km
	8						日	回	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	往 0.0km 0.0km	0.0km	0.0km
合計		系統	/	/	/	/	/	/	往 81.2km 81.2km	往 1.0km 1.0km	往 0.0km 0.0km		49,544.4km

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象系統の経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北近畿	1	673,109 円	15円. 18銭	45,558 円	627,551 円	627,551 円	627千円	313.5 千円	4,710千円	4,710 千円
	2	3,575,202 円	10円. 14銭	161,639 円	3,413,563 円	3,413,563 円	3,413千円	1,706.5 千円		
	3	3,503,477 円	15円. 60銭	243,687 円	3,259,790 円	3,259,790 円	3,259千円	1,629.5 千円		
	4	468,969 円	27円. 31銭	57,105 円	411,864 円	411,864 円	411千円	205.5 千円		
	5	435,865 円	17円. 16銭	33,348 円	402,517 円	402,517 円	402千円	201. 千円		
	6	1,721,393 円	11円. 23銭	86,192 円	1,635,201 円	1,635,201 円	1,635千円	817.5 千円		
	7	733,799 円	10円. 15銭	33,208 円	700,591 円	700,591 円	700千円	350. 千円		
	8	0 円	0円. 00銭	0 円	0 円	0 円	千円	千円		
合計		11,111,814 円		660,737 円	10,451,077 円	10,451,077 円	10,447 千円	5,223 千円	4,710千円	4,710 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ヲーカ=ム	損失額から国 庫補助額を 控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合							
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
北近畿	1	627,551 円									
	2	3,450,386 円									
	3	3,295,875 円									
	4	416,694 円									
	5	407,007 円									
	6	1,852,931 円									
	7	708,149 円									
	8	0 円									
合計		4,786,086 円	76,086 円	円	%	円	%	円	%	円	%

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定期表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間) g	平均増減率 $((f-e)-(g-f)) \div 2 = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1+(h \div 2))^2 = n$
北近畿	1		18円. 01銭	16円. 52銭	▲ 8.27 %	15円. 18銭
	2		15円. 44銭	12円. 44銭	▲ 19.43 %	10円. 14銭
	3		16円. 89銭	16円. 23銭	▲ 3.90 %	15円. 60銭
	4		21円. 60銭	24円. 25銭	12.26 %	27円. 31銭
	5		10円. 00銭	12円. 99銭	29.90 %	17円. 16銭
	6		8円. 69銭	9円. 86銭	13.46 %	11円. 23銭
	7		5円. 95銭	7円. 71銭	29.57 %	10円. 15銭
	8				0.00 %	0円. 00銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 1.「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助プロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助プロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助プロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ゾ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	加西市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	39,064
交通不便地域	2,956

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,956	上若井町、下若井町、大内町、上道山町、下道山町、上万願寺町、下万願寺町、広原町、上芥田町、下芥田町	局長指定

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

平成25年度 加西市コミュニティバスの利用状況

郊外線												市街地線 (病院線)												大和アスティアかさい 線												全 路 線											
国正線						青野原病院線 (中富口線)						計						市街地線 (病院線)						大和アスティアかさい 線						病院 券 利 用 者																	
運行 日数	利用 者数	病院 乗降数	運行 日数	利用 者数	病院 乗降数	運行 日数	利用 者数	病院 乗降数	運行 日数	利用 者数	病院 乗降数	運行 日数	利用 者数	病院 乗降数	運行 日数	利用 者数	病院 乗降数	運行 日数	利用 者数	病院 券 利 用 者	160円券 80円券	運行 日数	利用 者数	病院 乗降数	運行 日数	利用 者数	病院 券 利 用 者	160円券 80円券																			
4月	21	170	56	21	220	63	21	496	325	21	886	444	21	294	266	21	26	19	21	1,206	729	604	604	0	0	0	0																				
5月	21	152	47	21	226	66	21	530	333	21	908	446	21	281	260	21	21	17	21	1,210	723	572	572	0	0	0	0																				
6月	20	201	68	20	171	62	20	442	329	20	814	459	20	263	253	20	14	10	20	1,091	722	646	646	0	0	0	0																				
7月	22	225	69	22	197	95	22	540	376	22	962	540	22	318	301	22	17	17	22	1,297	858	726	726	0	0	0	0																				
8月	22	189	77	22	189	84	22	494	321	22	872	482	22	247	219	22	31	31	22	1,150	732	603	603	0	0	0	0																				
9月	20	157	50	20	159	62	20	463	328	20	779	440	20	280	262	20	46	46	20	1,105	748	609	609	0	0	0	0																				
10月	22	160	64	22	208	85	22	562	368	22	934	517	22	323	290	22	30	29	22	1,287	836	695	695	0	0	0	0																				
11月	20	146	47	20	173	76	20	411	240	20	730	363	H25.11調査データ なし		20	62	54	0	792	417	498	498	0	0	0	0																					
12月	19	156	53	19	163	68	19	401	251	19	720	372	19	130	125	19	44	24	19	894	521	436	436	0	0	0	0																				
1月	19	134	53	19	184	113	19	387	293	19	705	449	19	202	176	19	45	43	19	952	668	599	599	0	0	0	0																				
2月	19	156	46	19	183	107	19	419	294	19	758	447	19	261	242	19	50	48	19	1,069	737	705	705	0	0	0	0																				
3月	20	161	65	20	255	131	20	465	314	20	881	510	20	263	247	20	41	40	20	1,185	797	689	689	0	0	0	0																				
計	245	2,013	695	245	2,326	1,012	245	5,610	3,762	245	9,493	5,469	225	2,862	2,641	245	427	378	225	13,238	8,488	7,382	7,382	0	0	0	0																				

(参考資料)

①まつりーーバス利用者数　審査運行(H25年4月～H26年3月)

		万願寺線												若井線												齐田線												根日本の湯線											
運行日数(日)	利用者数(人)計	計				便数(便)				利用者数(人)				便数(便)				利用者数(人)				便数(便)				利用者数(人)				便数(便)				利用者数(人)				便数(便)											
		1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									
25年	4月	21	491	23.4	1.4	356	17.0	21	158	7.5	1.4	1155	5.5	21	186	8.9	1.5	126.0	6.0	21	81	3.9	0.9	94.5	4.5	4	66	16.5	3.3	20.0	5.0	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									
	5月	21	528	25.1	1.5	356	17.0	21	165	7.9	1.4	115.5	5.5	21	228	10.9	1.8	126.0	6.0	21	91	4.3	1.0	94.5	4.5	4	44	11.0	2.2	20.0	5.0	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									
	6月	20	483	24.2	1.4	340	17.0	20	147	7.4	1.3	110.0	5.5	20	188	9.4	1.6	120.0	6.0	20	90	4.5	1.0	90.0	4.5	4	58	14.5	2.9	20.0	5.0	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									
	7月	22	512	23.3	1.4	377	17.1	22	154	7.0	1.3	121.0	5.5	22	238	10.8	1.8	132.0	6.0	22	80	3.6	0.8	99.0	4.5	5	40	8.0	1.6	25.0	5.0	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									
	8月	22	441	20.0	1.2	372	16.9	22	119	5.4	1.0	121.0	5.5	22	219	10.0	1.7	132.0	6.0	22	74	3.4	0.7	99.0	4.5	4	29	7.3	1.5	20.0	5.0	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									
	9月	19	528	27.8	1.6	324	17.1	19	195	10.3	1.9	104.5	5.5	19	200	10.5	1.8	114.0	6.0	19	68	3.6	0.8	85.5	4.5	4	65	16.3	3.3	20.0	5.0	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									
	10月	22	580	26.4	1.5	377	17.1	22	194	8.8	1.6	121.0	5.5	22	225	10.2	1.7	132.0	6.0	22	68	3.1	0.7	99.0	4.5	5	93	18.6	3.7	25.0	5.0	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									
	11月	20	445	22.3	1.3	340	17.0	20	160	8.0	1.5	110.0	5.5	20	182	9.1	1.5	120.0	6.0	20	86	4.3	1.0	90.0	4.5	4	17	4.3	0.9	20.0	5.0	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									
	12月	19	436	22.9	1.3	324	17.1	19	167	8.8	1.6	104.5	5.5	19	174	9.2	1.5	114.0	6.0	19	81	4.3	0.9	85.5	4.5	4	14	3.5	0.7	20.0	5.0	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									
	26年	1月	19	432	22.7	1.3	324	17.1	19	153	8.1	1.5	104.5	5.5	19	171	9.0	1.5	114.0	6.0	19	90	4.7	1.1	85.5	4.5	4	18	4.5	0.9	20.0	5.0	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計								
	2月	19	447	23.5	1.4	324	17.1	19	182	9.6	1.7	104.5	5.5	19	174	9.2	1.5	114.0	6.0	19	77	4.1	0.9	85.5	4.5	4	14	3.5	0.7	20.0	5.0	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									
	3月	20	406	20.3	1.2	340	17.0	19	156	8.2	1.4	110.0	5.8	20	146	7.3	1.2	120.0	6.0	18	87	4.8	1.0	90.0	5.0	4	17	4.3	0.9	20.0	5.0	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									
	計	244	5729	23.5	1.4	4154	17	243	1950	8	1.5	1342.0	5.5	244	2331	9.6	1.6	1464.0	6	242	973	4	0.9	1098.0	4.5	50	475	9.5	1.9	250.0	5	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計	1日あたり	1回あたり	計									

コミュニティバス運行見直し基準(KASAIねっぴ～号)

運行見直し基準		直近の実績 (H25.4～H26.3)
基 準	人口に対する利用者数の比率:27% ※想定収支率:9.4% ※全系統で判断	
基準の考え方	サービスの受益者の割合を基準としてことで、行政サービスとしての評価を行う。直近5年で最も低いH22の27%を基準値とする。	人口に対する利用者数の比率:27.8% 利用者数:12,811人 人口:46,141人
基準の判定期間	4月～翌年3月	
基準を下回った場合の対応 (運行見直し)	系統毎の利用状況を分析し、利用率の低い系統を中心に沿線町との協議を行い、次年度中に全体(運行ルート、バス停位置、運行時刻、運行本数等)を見直す。	

コミュニティバス運行見直し基準(はっぴーバス)

運行見直し基準		直近の実績 (H25.4～H26.3)
基 準	沿線人口に対する利用者数の比率:100% ※想定収支率:6.5% ※全系統統計で判断 ※沿線:西在田地区全町、上芥田町、下芥田町、広原町、上野町	
基準の考え方	サービスの受益者の割合を基準としてことで、行政サービスとしての評価を行う。沿線住民1年1回乗車に換算して設定する。	沿線人口に対する利用者数の比率:193.8% 利用者数:5,729人 人口:2,956人
基準の判定期間	4月～翌年3月	
基準を下回った場合の対応 (運行見直し)	系統毎の利用状況を分析し、利用率の低い系統を中心に沿線町との協議を行い、次年度中に全体(運行ルート、バス停位置、運行時刻、運行本数等)を見直す。	

貸切バスの新たな運賃・料金制度が スタートしました

安全・安心な貸切バスを利用しましょう!

運賃事前届出違反は行政処分の対象となり、
安全が確保されていません。

貸切バスの利用は日本バス協会加盟のバス事業者を利用しましょう!
～バスの側面に貼ってあるNBAステッカーが目印です～

平成24年4月に発生した高速ツアーバス事故等により、貸切バス市場の現状について問題の深刻化が浮き彫りになりました。このため、国土交通省では、貸切バスの安全性向上を図る取り組みの一環として、貸切バスの運賃制度を抜本的に見直し、安全と労働環境改善コストを反映した、合理的でわかりやすい時間・キロ併用制運賃が平成26年4月より実施されました。

貸切バス事業者は、各運輸局等が公示した運賃・料金で届出を行う場合、公示運賃の上限額と下限額の幅の中で運賃を決定します。下限額以下の運賃で運行すると、届出運賃違反として行政処分となるとともに、その貸切バス事業者は安全が確保されていない可能性があります。

1. 時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します。

①時間制運賃

出庫から入庫までの時間に、出庫点検・帰庫点検の各1時間ずつ合計2時間を加え、時間制運賃を乗じる(最低保障として、3時間に点検時間の2時間を加算した5時間とします)。

②キロ制運賃

出庫から入庫までの距離にキロ制運賃を乗じる。

2. 料金の種類について。

①深夜早朝運行料金

22:00～5:00に係る運行は、その係る時間については2割を限度とした割増料金を適用。

②交替運転者配置料金

長距離・長時間・夜間運行などで安全運行のために交替運転者を配置した場合に適用。※各運輸局が公示した料金
交替運転者配置料金の計算⇒ 時間制料金=下限(※)～上限(※)、キロ制料金=下限(※)～上限(※)

③特殊車両割増料金

サロンカー、リフト付きバス等は運賃の5割以内の割増しを限度として適用。

※ガイド料、有料道路料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料などは実費負担となります。

3. 行政処分が厳しくなる予定です。(平成26年7月予定)

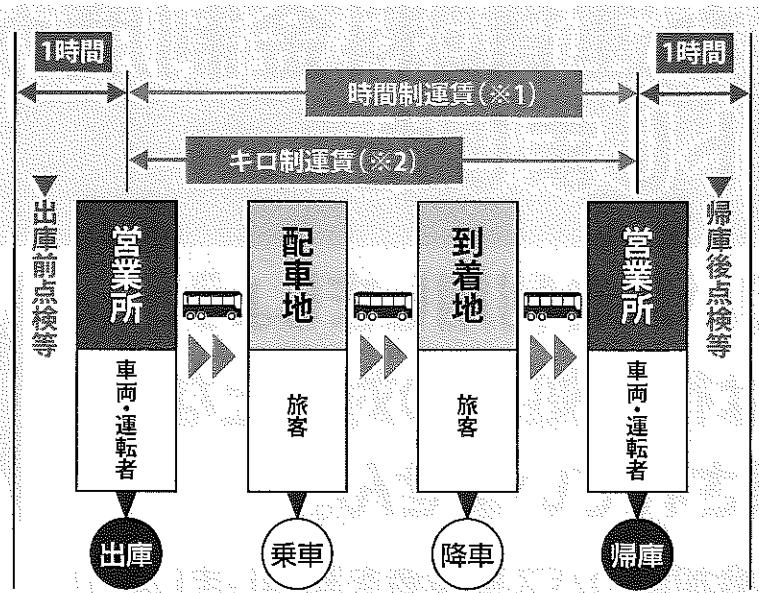
①バス事業者

初違反⇒20日車の車両使用停止／再違反⇒40日車の車両使用停止

②旅行事業者

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、旅行業者の関与が疑われる場合、地方運輸局より国土交通本省を通じて観光庁に通報され、旅行業者等に対しては立入検査等旅行業法に基づく措置が講じられます。

時間・キロ併用制運賃の考え方



時間制運賃の最低保障

時間制運賃の最低運賃(3時間)を維持しつつ、出庫前・帰庫後の点検時間として2時間を全ての運行に加算します。

※1 時間制運賃

●3時間運行の場合

$$5(\text{時間}) \times (\text{時間あたり運賃}) = (\text{時間制運賃})$$

●10時間運行の場合

$$12(\text{時間}) \times (\text{時間あたり運賃}) = (\text{時間制運賃})$$



※2 キロ制運賃

出庫から帰庫までの回送を含めた距離

安全・安心な貸切バスを選びましょう

～利用者が安心できる貸切バスのガイドライン～

1. 貸切バス事業者の選定に関する留意点

(1) 事業許可

地方運輸局長又は沖縄総合事務局長から「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可が必要です。

(2) 営業区域

輸送の安全を確保する為、発地及び着地のいずれかが事業者の営業区域内であることとなっています。

(3) 輸送の安全性等を判断するうえで参考となる情報

- ①国土交通省の行政処分情報⇒国土交通省ホームページにて確認できます。
- ②任意保険の加入状況⇒貸切バス事業者は自賠責保険に加え、対人無制限、対物200万円以上の任意保険の加入が義務化されています。
- ③貸切バス事業者安全性評価制度⇒公益社団法人日本バス協会が、安全性や安全の確保に向けた取組等を点数化して評価し、☆の数で認定・公表しています。

※日本バス協会ホームページにて認定事業者を閲覧できます。

2. 安全に配慮した無理のない旅行行程作成のための留意点

行程は利用者の希望が第一ですが、運行速度、運転者の運転時間や休憩等に配慮が必要です。

- ①予定走行距離
- ②見込まれる運行速度
- ③運転時間・休息時間等
- ④運転者の休憩場所、駐車場の確保
- ⑤交替運転者の確保(長距離、長時間運行の場合)

3. 運送契約に関する留意点

(1) 運送約款の内容の確認

- ①運送申込み⇒契約を結ぶ者の氏名、連絡先、乗車申込人員、車種別の車両数、配車の日時、場所、行程等
- ②運賃及び料金⇒バス事業者が地方運輸局へ届出た運賃・料金で契約することが必要です。

(2) 事故・故障等緊急時の対応について

契約責任者の緊急連絡先は運送申込書に記載し、貸切バス事業者の緊急連絡先は運送引受書に記載すること。